

2009年1月28日

各位

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
代表取締役社長 矢嶋 弘毅
(コード番号 4281)
問い合わせ先 戦略統括本部 IR担当
Tel: 03-5449-6300 email: ir_inf@dac.co.jp

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成21年1月28日開催の取締役会において、平成21年2月26日開催予定の第12期定時株主総会に定款の変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、900,000株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、900,000株とする。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することが	(自己株式の取得) 第6条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することが

<p>できる。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式にかかる株券を発行する。</p> <p>(基準日) 第 8 条 当社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿、および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿、および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第 10 条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 11 条 ~ 第 48 条 < 条文省略 ></p> <p>< 新設 ></p>	<p>できる。</p> <p>(削除) <u>第 7 条</u></p> <p>(基準日) 第 7 条 当社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>(株主名簿管理人) 第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(削除) <u>第 9 条</u></p> <p>(株式取扱規程) 第 9 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 10 条 ~ 第 47 条 < 現行どおり ></p> <p>附則 第 48 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
---	--

	<p>第49条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第50条 本附則第48条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>
--	--

3. 定款変更の日程

定時株主総会開催日	平成 21 年 2 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 2 月 26 日

以 上